

重要事項説明書

(居宅介護支援・介護予防支援)

利用者名：_____様

株式会社ケアハート

居宅介護支援事業所あすなろ

(事業所番号 3470901129 号)

0848-29-8080

重要事項説明書(居宅介護支援・介護予防支援)

1. 事業者の概要

(令和 8 年 6 月 1 日現在)

事業者(法人)名	株式会社 ケ ア ハ ー ト
代 表 者	代表取締役 多 森 繁 美
所 在 地 電 話 番 号	住所 〒723-0003 広島県三原市中之町二丁目 1 番 23 号 TEL 0848-63-7676 FAX 0848-64-6652
事 業 内 容	有料老人ホームの経営 介護事業所の運営
法人の沿革・特色	平成 19 年 4 月 2 日 に設立
法人が所有する 事業所の種類・数	居宅介護支援事業所あすなろ 有料老人ホームあすなろ苑 有料老人ホームほたるの里 ヘルパーステーションあすなろ ヘルパーステーションほたる デイサービスセンターあすなろ デイサービスセンターほたる 訪問看護ステーションあすなろ 小規模多機能ホームマワリー

2. 事業所の概要

事業所の名称	居宅介護支援事業所 あすなろ		
所 在 地 電 話 番 号	住所 〒723-0054 広島県三原市頼兼二丁目 9 番 10 号 TEL 0848-29-8080 FAX 0848-61-0103		
事業所番号	3470901129	開設	平成 20 年 8 月 1 日(サービス開始)
管理者名	澤田 順子		
事業の目的	居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする		
運営の方針	(1)利用者が要介護状態等又は要支援状態にあっても可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。 (2)事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。また、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険サービス施設等との連携に努めます。		

3. 事業所の職員体制

資格	職種	常勤	非常勤	業務内容
介護支援専門員	管理者・介護支援専門員	2 名	0 名	居宅介護支援

4. 事業の実施地域

実 施 地 域	広島県三原市（但し、鷺浦町、久井町、大和を除く）
---------	--------------------------

5. 営業日時

営 業 日	営 業 時 間	年 末 年 始 休 日
月曜日から金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分	12/30～1/3 を除きます(但し、必要に応じてサービスを提供することができます)

6. サービスの内容

- (1)担当介護支援専門員が、利用者の要望を聞き、心身の状況に合わせて、サービスの種類と回数を検討し、ケアプランを作成します。
- (2)利用者及び家族に関係する事業者でサービス担当者会議を開き、居宅サービス計画の内容に同意を得ます
- (3)モニタリングを行い、変化に応じてケアプランの変更を行います。

7. 居宅介護支援の流れ

居宅介護支援提供の統一した流れは以下のとおりです。

居 宅 介 護 受 付	地域包括支援センター、病医院などの医療機関、利用者又はその家族から来所又は電話による居宅介護サービス利用の受付、来所又は電話等による聞き取りから介護保険利用の相談を受け付けます
訪 問 日 程 調 整	自宅に訪問し介護保険の説明等を行うための日程調整をします
介 護 保 険 制 度 の 説 明	介護保険制度の利用の説明、各事業内容の説明と実施できない内容の理解、介護度による限度額区分、制度が併用される時の優先順位、要支援・要介護の目的の違い
介 護 支 援 専 門 員 の 決 定	介護支援専門員の利用の有無、担当介護支援専門員の決定、介護支援専門員の業務の説明
契 約 等	契約、重要事項、個人情報の説明と契約 ＊ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、地域のサービス提供事業者の内容や料金等を説明し、利用するサービスを選んでいただきます。 ＊病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただき、入退院の際は、医療機関と連携を取り対応します。
事 情 徴 収 (アセスメント)	介護保険を利用するに至った経緯、介護保険制度を利用して改善したい課題の聴取(主訴の聴取) 介護保険証内容、家族構成、経済状況、他の制度内容説明と利用の有無、緊急連絡先、既往歴、生活歴、通院する医療機関、現在の服薬内容、住宅環境の調査、フェイスシートの作成
心 身 機 能 評 価	日常生活動作、日常生活周辺動作、認知機能その他の評価

居 宅 サ ー ビ ス 計 画	心身機能の要約、課題抽出、第 1 表、第 2 表、第 3 表の作成(担当国会議の開催にて検討・作成・承認) 介護保険利用点数等の把握・承認月間居宅サービス計画作成(第 7 表・第 8 表)の利用者承認
事 業 者 調 整	利用者の意向を聞き事業者の選定、事業者の利用実施について契約確認等調整
サ ー ビ ス 担 当 会 議	利用者並びにその家族と関係する事業者で会議を実施し、サービス計画の内容を検討
サ ー ビ ス の 提 供	利用者の居宅サービス計画の同意により各事業者の援助開始、インフォーマルサービスの提供
モ ニ タ リ ン グ	定期訪問を行い心身の状態の観察・把握、支援事業者の計画遂行状況、対応する援助内容の把握
再 計 画 の 作 成	モニタリングまたは、前回の計画により期限が終了する場合の再度計画の作成、
給 付 管 理	毎月月末に利用した援助内容に対しサービス実績の点数を確認、翌月 10 日までに国民健康保険連合会に提出
更 新 手 続 等	心身の著しい機能変化により介護度を変更する場合の申請、認定更新のための申請 福祉用具購入、住宅改造による介護保険制度の補助の申請
施 設 の 照 会	特別養護老人施設・老人保健施設等の施設の照会
予 防 介 護 利 用	予防介護利用者は管轄する地域包括支援センターの委託により連携をもって実施します

8. 訪問頻度の目安： 要介護状態/毎月 1 回以上 要支援状態/3 カ月毎 1 回以上

9. 身分証明書の携行

介護支援専門員及びサービス提供担当者等は身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又は、その家庭から求められた時は提示を行います。

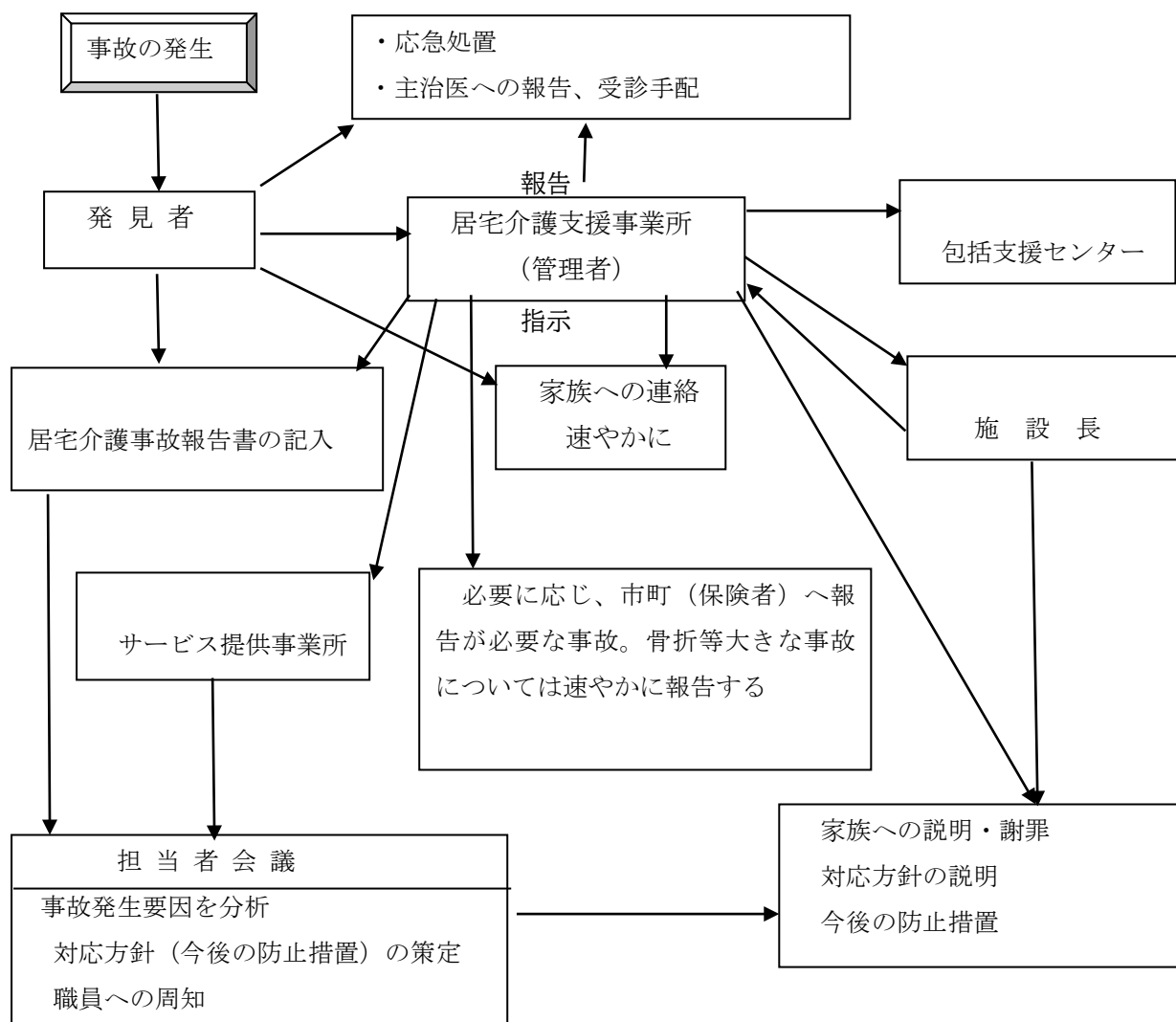
10. 緊急対応・連絡

- (1)訪問したときに、利用者が緊急を要するような状態にあり、医療機関に搬送しなければならないときは家族への連絡前に救急対応をすることがあります。
- (2)上記の場合、緊急対応のあと、家族又は緊急連絡先に連絡します。
- (3)高齢者虐待防止法に掲げる、虐待または虐待の恐れがあると判断したときは利用者の管轄する地域包括支援センターに連絡します。

○事故が発生した時は、当事業所の介護事故対応マニュアルに従い、適切に対応します
(事故発生時の対応フローチャート参照)

緊急対応・連絡

事故発生時対応フローチャート



11. 居宅介護支援サービスの利用料金

- (1) 要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。なお、当事業所では、令和8年6月より「介護職員等処遇改善加算(2.1%)」を算定いたしますが、当加算についても介護保険給付の対象となるため、利用者様の自己負担はありません。
- (2) 交通費:居宅介護支援サービス実施地域内にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費(実施地域を超えた地点から1キロメートル当たり50円)が必要です。

- (3) 解約料:利用者はいつでも居宅介護支援サービスの契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

12. 居宅介護支援の解約

①利用者の都合でサービスを終了する場合

要介護から要支援に介護度が変わった場合。なお、その後要介護に変更したときは、新たに契約することになります。

②当事業者の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了する場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了:以下の場合は、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援 1・2 と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

13. 個人情報の保護について

当該事業所は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わる者の責務と考え、事業所が所有する利用者等の個人情報に監視適性かつ適切な取扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、個人情報に関連する法令を遵守します。

- ① 当該事業所の従業員は介護保険法等の規定に基づき、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ② 当該事業所の従業員であったものは、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ③ 当該事業所では利用者の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合に限りあらかじめ利用者もしくはご家族からの文書による同意を得た上で必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を利用します。

14. サービス内容等に関する苦情・相談について

サービスの内容等に関する苦情・相談がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。

【事業所の窓口】	居宅介護支援事業所あすなろ 澤田 順子 所在地 三原市頼兼二丁目 9 番 10 号 TEL 0848-29-8080 FAX 0848-61-0103 受付時間 (月)～(金) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
----------	--

(1.) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための体制・手順

居宅介護支援についての苦情の場合は、原則として上記窓口を中心に利用者様やサービス提供者からも事情をよく聞き、苦情に係る問題を把握の上、対応策を検討し必要に応じて支援計画の変更も協議の上考える等改善に努めます。

(2.) その他参考事項

苦情については事業所全体の事として対処し、原因を調べ行政機関等へも報告し、指導を受け改善を図ります。

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出などが出来ます。

【市町村の窓口】	三原市役所保健福祉部 高齢者福祉課 所在地 三原市港町三丁目 5-1 TEL 0848-67-6240（直通） 受付時間（月）～（金） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
【国民健康保険団体連合会】	広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 所在地 広島市中区東白島町 19-49 TEL 082-554-0783 受付時間（月）～（金） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

15. 業務継続計画の策定等について

(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を策定しています。

虐待防止・身体拘束等の適正化（担当者）横山 浩子 （責任者）澤田 順子

(2)虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3)虐待防止・身体拘束等の適正化のため指針の整備をしています。

(4)従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

- (5)事業所は利用者が成年後見人制度を利用できるよう支援を行います。
- (6)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (7)事業者は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

17. 記録の保管について

(1)用紙で保管する場合

- ・ 鍵のかかる保管場所に保管します。外部に持ち出す場合は、持ち出し記録に記入し、管理します。
- ・ 保管期限は、サービス提供終了日から5年間保管をします。
- ・ 保管期限が終了した書類についてはシュレッダーにかけた上で破棄します。

(2)電子媒体で保管する場合

- ・ 利用者のデータを保存するパソコンは、利用者のデータに対してアクセス権限のない第三者が不正にパソコン操作を行うことを禁止します。

(3)データの閲覧

- ・ 利用に関して、データアクセス時にパスワードを要求する場合は、許可された者のみがアクセスできます。
- ・ 外部へのデータ持ち出しは禁止し、保管期間が終了したデータはパソコンより消去します。
- ・ 記録の閲覧は本人及び家族に限り可能です。

18. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は【 】ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡をいたします。

19. 損害賠償

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者、ご家族に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

説明確認欄

上記により重要事項を説明しました。

説明日 令和 年 月 日

説明者

職名	介護支援専門員	氏名	
----	---------	----	---

【事業者】

所 在 地	広島県三原市中之町二丁目1番 23 号
事 業 者（法 人）名	株式会社ケアハート
代 表 者 名	多森 繁美 
事 業 所 名	居宅介護支援事業所あすなろ

上記の内容について説明を受けました。

【利用者】

住 所	
氏 名	

【代理人または立会人】

住 所	
氏 名	 利用者との関係 _____